

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

- 1 日時
令和4年5月27日（金曜日）
午後1時30分開会、午後2時8分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐藤ケイ子委員長、武田哲副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、岩崎友一委員、
神崎浩之委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
阿部担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、伊藤併任書記、
千葉併任書記
- 6 説明のため出席した者
商工労働観光部
岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、
高橋観光・プロモーション室長、小野寺商工企画室企画課長、
畠山産業経済交流課総括課長、金野産業経済交流課地域産業課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
商工労働観光部関係審査
議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算（第2号）
第1条第2項第1表中
歳出 第7款 商工費
- 9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第2号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出、7款商工費の3億5,485万7,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の9ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の説明欄ではありますが、運輸事業者運行支援緊急対策費は、トラック事業者に対して燃料費高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行の維持を支援するため、車両1台当たり2万3,000円を交付しようとするものであります。

10ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金は、貸し切りバス事業者に対して燃料費高騰の影響を緩和し、旅客輸送の安全、安定した運行の維持を支援するため、車両1台当たり4万円を交付しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 それでは、この補正予算案について詳しくお聞きしたいと思います。

先ほどトラック1台当たり2万3,000円、バスについては4万円という金額が示されましたけれども、まずその金額になった根拠を説明していただきたいと思います。

○金野地域産業課長 支給額算定の考え方についてであります。初めに、トラックに関してであります。こちらはトラック事業者が営業用として購入するガソリン量の3カ月分に対して、1リットル当たり7.4円を乗じて得た額である2万3,000円を1台当たり支給するという考え方です。

○高橋観光・プロモーション室長 令和3年4月から令和4年3月の軽油価格の上昇率は1リットル当たり22.2円となっております。県で3分の1を負担するものとして支給単価を7.4円として算定しております。

営業用のバスの標準的な年間軽油使用量に支援単価を乗じた額の半分、半年分として貸し切りバス1台当たりの年額を4万円、バス台数651台と算定しております。1台当たりの支援額4万円に貸し切りバス台数651台を乗じて、予算額2,604万円を計上しているところであります。

○軽石義則委員 年間の使用量の平均単価の3分の1ということですが、バスについては今詳しく言われましたけれども、トラックは免許証でさえ大型、中型、小型と分かれていて、排気量も当然違うので、使用量は事業者によってかなり違うのではないかと思います。そこで一律の単価で1台当たり幾らとなれば、仕事の内容にもよるとは思うのですけれども、公平性を考えた場合に、何となく一生懸命仕事をしたところの負担が大きくなっていく感じもします。登録されている排気

量別で分類できるのではないかと素人ながら思うところもあるのですが、平均で1台当たりとした考え方をお聞きします。

○**金野地域産業課長** トラックの種別に応じた単価設定についてであります。軽石義則委員御指摘のとおり、保有するトラックの大きさやエンジンの規格、燃費などの違いによって、それぞれのトラック事業者において燃料価格高騰の影響に差があるものと承知しております。今回の支援事業を検討するに当たりましては、業界団体からも意見を伺いながら、小規模事業者への支援が手厚く、申請手続が簡便で、迅速な給付金の支給が図られるものとなるよう検討を進めてきたところであります。

また、バスやタクシーといったほかの運輸事業者に対する支援内容等との比較等も含め総合的に判断して、全庁的に統一した考え方として、トラックの種別によらず標準的なガソリンの使用量に基づいて算出した定額の支給金を車両の数に応じて支給するという今回の支援スキームとしたところであります。

軽石義則委員御指摘のとおり、個々の支援の最終的な段階では、どうしても差が生じてくるものと思いますが、あくまでも標準的なガソリンの使用量をベースに、事業者の御理解を得ながら支援を進めさせていただければと考えているところです。

○**軽石義則委員** 幾らでも支援をいただければ事業者も非常に助かるという声もありますので、こういう形で補正予算を組んでいただくことは感謝されていると思いますし、せっかくやるのであれば、さらに実態に合った方法も考えていくことも大事かと思ってお聞きしました。簡便な方法で早期に申請し支給したいということですが、きょうの臨時会で議決されれば以降速やかにということになると思うのですが、現段階ではどのような申請方法や支給時期を考えているのでしょうか。

○**金野地域産業課長** 初めにトラック運送業の関係でお話しさせていただきます。事業者への支援に関しましては、業界団体に事務を委託する形で考えているところであります。業界団体では、車両の保有台数等やトラック運送業との連携の観点から、非常にスムーズに事務が進められると考えているところであります。

また、支援金の受け付けや支給に関しましては、早急に進めることとしておりますが、7月上旬ごろから実施を予定しているところであります。

○**高橋観光・プロモーション室長** 貸し切りバスについてでありますけれども、事業のスケジュールといたしましては、補正予算案をお認めいただいた後6月以降に事業者から順次申請を受け付け、交付を進めていきたいと考えております。事業の実施に当たっては、県の観光・プロモーション室が窓口となって、県内の各貸し切りバス事業者66者から申請を受け付け、交付の事務を行いたいと考えております。

○**軽石義則委員** 貸し切りバスは66者ということですので県で対応できるということですね。ぜひ速やかに対応をしていただいて、事業登録していないところは当然支給にならないと思いますし、トラックも業界団体への加盟の有無によって差が出ることがないようにしてほしいのですが、どうでしょうか。

○**金野地域産業課長** 支給業務は業界団体に委託する予定と答弁させていただきましたが、支援の対象といたしましては、トラックの業界団体への加盟の有無にかかわらず、あくまでも貨物自動車運送業を営む方を対象にしていると御理解いただければと思います。

○**高橋観光・プロモーション室長** 貸し切りバスについては、道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送業を行う者のうち、県内に本社を置く、または営業所がある者を支援対象としておりまして66者であります。651台と見込んでおりますのは、令和4年4月1日現在の岩手陸運支局登録台数で判断しているものです。

○**軽石義則委員** せっかくつくっていただいた制度ですので、取りこぼしのないようにしっかり周知して対応できるようにしていただきたいと思います。3カ月分といっても、燃油の価格はこれからどこまで上がるか不透明なところもありますので、そういう声もさらにお聞きして、この事業を実施しながら今後どうしていくかということもあわせてしっかり検討していただければと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

○**神崎浩之委員** 軽石義則委員と大体同じ質問を想定しておりましたが、今の答弁であります。

県として交通対策からも出ているのですけれども、それとの整合性はどのように検討されたのか。例えば、対象期間についてもお聞きしたいです。

○**金野地域産業課長** 支援金の算定に当たりましては、貸し切りバス、乗り合いバス、タクシー等々でガソリン等の使用量や算定期間が異なっております。これにつきましては、それぞれの事業の状況等を勘案しながら検討したところであります。

一方で、使用する燃料の単価の設定などに関しましては、他部局等と連携を図りながら統一の基準を定めたところであります。

なお、トラック運送事業者につきましては、基本的に運賃の決定を荷主の会社と交渉して決めることができるという性質がありますので、燃料の価格の上昇につきましては、3カ月の間に荷主企業と燃料価格の上昇分について交渉して、上乘せ等の補償を重ねていただきたいというところで、3カ月と設定させていただいたところであります。

○**高橋観光・プロモーション室長** 貸し切りバスにつきましては、燃料費は今後の社会情勢あるいは国の原油価格高騰対策等によって推移する可能性もありますので、ふるさと振興部交通政策室と連携して、当面半年間を支援対象とするということで、そこはあわせた対応としております。

○**神崎浩之委員** ありがとうございます。トラック事業者に発注する業者からも話を聞くし、請け負うほうにも聞くのですけれども、トラック事業者はきちんと値上げをしていると言っているが、片や値上げはできないと言っていて、どっちがどうなのかというのもあるのですけれども、荷物を頼むほうからすれば、価格よりもまず運んでもらわなければならないから言われた運賃でお願いするということもあるのです。

そこで、そういう話は当局では把握して今回の設定にしたのかということですが。県の施策を考えると、あくまでも燃料費の上乗せされた分を補填したのであれば、単純に言

えばその分運賃が上がればやる必要はないわけですが、総じて売り上げが減っている、荷が減っているということで、営業補償といった意味でやっていくのか、原油価格高騰分なのか、この辺りはどのように整理して考えていくのでしょうか。

○**岩渕商工労働観光部長** 商工建設委員会の所管外になりますけれども、タクシー、乗り合いバス、貸し切りバス、トラックは、基本的には原油価格高騰対策ということで、燃料価格の高騰分をベースに算定することとして全庁的に同じ基準でやっております。そこで出てきたのが、価格転嫁できるまでの期間の問題があるということで、トラックが一番早く3カ月で、貸し切りバスは路線バスと同じ6カ月、一番価格転嫁が難しいとするタクシーは1年で見えています。その差と、タクシーの場合はガスなので単価が安かったというのはあると思いますけれども、価格上昇分という統一した基準でやっておりますので、荷の減少や新型コロナウイルス感染症による売り上げ減少を勘案したものではありません。そちらは先ほど知事が答弁しているとおり、どういう対応をしていくか今検討を進めているところであります。

○**工藤勝博委員** 運輸事業者の捉え方だと思いますけれども、大規模な運送会社は当然業界団体に入っていると思いますが、個人の宅配業務は漏れるのではないかとこの心配がありますけれども、その辺はどう対応するのかお聞きします。

○**金野地域産業課長** 先ほども少し答弁させていただきましたけれども、対象事業者は、貨物自動車運送事業法に定める貨物自動車運送事業を営む方のうち、県内に本社を置く者、または県内に営業所を有し、かつ中小企業基本法に基づく中小企業事業者を対象としているところであります。支援制度の周知等々につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、業界団体等を通して連携しながら広く周知を進めて、事業者に制度を活用いただきたいと考えているところであります。

○**工藤勝博委員** 例えば宅配業者の下請をしているという方もたくさんいるわけです。そういう事業者にも届く状況なのでしょうか。

○**金野地域産業課長** 支援制度の周知の仕方につきましても、業界団体等の御意見をいただきながら、周知を広く漏れなくできるように検討してまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 当然燃料は上がっているわけですが、幾らかでも期待される事業だと思しますので、先ほど軽石義則委員がお話しされましたが、漏れなく支援が届くようなやり方で周知していただければと思います。

○**武田哲委員** 軽油 22.2 円の上昇ということですが、いつと比較して 22.2 円なのか確認します。

○**金野地域産業課長** 軽油の値上がり分の期間についてであります。令和3年4月から令和4年3月末の価格の幅で算定しております。

○**武田哲委員** トラックは、ガソリンと軽油の二つに分かれると思います。その中でその割合、比率、そしてかかっている経費はどのように見ているのか。トラックというと、ガソリンと考える人と軽油と考える人というと思うのですが、その辺の種別の割合はどのよ

うに考えたのかお伺いします。

○**金野地域産業課長** ガソリンの中でも、いわゆるレギュラーガソリンと軽油などといった区分がありますけれども、今回の算定に当たりましては、一律軽油で額を算定しているところであります。

○**武田哲委員** トラック業界とも意見交換をしているということですが、今年度上昇分の大体の経費はどのようにお伺いしているのでしょうか。

○**金野地域産業課長** トラック業界からは約 54 億円と伺っているところであります。

○**武田哲委員** トラック業界からは、1 者当たり年間 720 万円という声が届いているはずだと思って改めてお伺いしました。これから経費が 54 億円ふえるという見込みがある中で、1 台当たり 2 万 3,000 円というのはどのように考えられたのか。その点は業界とどの程度ディスカッションしたのか、回数についてお伺いいたします。

○**金野地域産業課長** トラック業界から要望をお受けしたというのが初めてでありますけれども、その後電話等々で情報交換等繰り返しながら、県の支援策等につきましても意見を頂戴して、連携して進めさせていただいたところであります。

○**武田哲委員** あくまでこれは荷主や送料のところで交渉してもらうのが確かなのかもしれないけれども、コロナ禍の際もトラック業界には何も支援がなかったはずです。今回が初めての支援で期待感がすごく高かったはずなのです。その中で 1 台当たり 2 万 3,000 円というのは、初めてもらう金額にしては少し低いのではないかという感覚を持つわけですが、その辺についてはどのようにお考えか伺います。

○**金野地域産業課長** 今回の支援制度を検討するに当たりましては、業界団体から意見を頂戴しながら進めてまいったところでありますけれども、御意見の中で、業界の現状といたしまして小型のトラックを数台しか持っていないような比較的小規模な事業者が燃料価格高騰の影響を大きく受けているといったお話を伺っているところであります。

そういった状況も踏まえながら、例えばガソリンや軽油の使用量に基づいて支給額を算定した場合に、ガソリンの使用量という点ではより実態に合った制度になると考えておりますけれども、トラックの種別によらずに標準のガソリンの使用量に基づいて、どの種別のトラックも一律の支援額とすることによって、逆に小規模事業者に対する支援がより手厚いものになるというところもありまして、最終的に差が出てくるところではあるのですけれども、標準的な使用量をベースに算定した額での支援制度として、事業者様から御理解いただきながら進めさせていただければと考えております。

○**岩渕商工労働観光部長** 金野地域産業課長が答弁しているとおりでありますけれども、2 万 3,000 円というのが少し低いのではないかという御指摘と受けとめています。今回の支援の考え方が、原油価格高騰分に限定してその値上がり幅で標準使用量、平均であるという形を取ったものですからどうしてもそうになってしまうのですけれども、小規模な宅配事業者などいろいろな影響を考えたときに、運輸事業者は当事業だけではなく昨年度実施していた地域企業経営支援金なども対象になっておりますので、そういうものとトータル

で考えていきたいと思っております。原油価格高騰分でそれをさらにという形ではなく、ここはそのように限定した形であるとぜひ御理解いただきたいと思えます。

○**武田哲委員** 54億円という数字を聞いたときに、すごく大変な影響だと思えました。これが全て送料の部分で、岩手県でできたものを東京都に運ぶなどの物流が生産者などにも結局経費として重くのしかかってくるわけです。そして、送ってみただけでも単価がそれほどつかなかったなどとなってくると、花や米などの生産者にしてみればいろいろな意味で生産意欲の減退など本当に大変なことになってきます。そして、トラック事業者を少しでも支えるためにも、この54億円という経費がかかる部分をこれから第2弾、第3弾のように考えていかないと、ガソリンを主に使う人であればそれほど影響はないわけですが、軽油を使用する人たちの値上がり分というのも物すごく大きいと思えます。

ですから、今後第2弾をお考えの場合には、その辺をしっかりと支援できる仕組みを考えていただかないと、この後運輸に携わる人の募集をしてもなかなか集まらないとなると結局給料も上がっていかない。悪循環しか出てこないと思うのです。

そこを見ながらしっかりとした支援を打っていかないと、一時的な支援だと後で何だったのだろうという話になるので、しっかりと多層的に考えて、将来を見据えて支援を考えていただきたいと思えますので、その辺の所感をお伺いして終わりにしたいと思います。

○**岩渕商工労働観光部長** 今の御発言の辺りが我々も一番悩み苦労しているところであります。いろいろな業界で多額の経費負担を強いられていると思えます。トラックだけではなく、ほかにもっと足りないのだと伺っています。それを一つずつ直接的支援として埋めていけば一番いいのですけれども、それを行ったときの経費の問題が非常に耐えられなくなってまいりますので、そう考えたときに一番いい方法は何かということ、直接的支援も必要ですけれども、原油高や物価高によって消費が落ち込み今度さらにデフレスパイラルになり大変になるかもしれないので、消費喚起や生活支援で需要も回していかなければならないという話も出てくると思えます。その辺を限られた財源の中でどのようなバランスでやっていったらいいのかということは今一番検討しているところでありますので、御意見を踏まえながら検討を深めまして、限られた財源をうまく使えるようにできる限りの工夫をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。